

(別添1)

子 発 ※※※※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

実施団体の代表者 殿

厚生労働省子ども家庭局長

令和4年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業の実施について（案）

標記事業の実施については、別紙「令和4年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業実施要綱」により行うこととし、令和※年※月※日から適用することとしたので通知する。

別紙

令和4年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業実施要綱

第1 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められる。

そのため、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施することにより、養子縁組あっせんの業務に従事する者の資質向上を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 受講対象者

- ① 同法第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者
- ② 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第9条の2により厚生労働大臣が指定した者
- ③ その他、養子縁組あっせん業務に携わる者等

第4 事業の内容

1. 養子縁組あっせん責任者研修

同法施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、別添（養子縁組あっせん責任者研修実施内容）に沿って研修を実施すること。

※ なお、第3②に該当する者に対しても同様の研修を実施することとする。

2. 養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施すること。なお、研修の内容は、別添（養子縁組あっせん責任者研修実施内容）を参照すること。

3. 研修の実施方法等の検証等

別添の「養子縁組あっせん責任者研修実施内容」の実施方法等について、養子縁組あっせん責任者の更なる資質向上の観点から、当該研修の実施状況を踏まえ検証を行うとともに、養子縁組あっせん責任者を除く養子縁組民間あっせん機関等職員に対する研修のプログラムの検討を行い、厚生労働省に報告書を提出すること。その際、有識者、自治体関係者、特別養子縁組の当事者（養親、養子）等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は5名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式等）については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

第5 事業の実施方法

1. 事業実施計画の作成

実施団体は、第4に規定する事業を実施するに当たり、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）と協議のうえ、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

2. 事業実施に当たっての留意点

- ① 研修を企画・実施すること。
 - ② 社会的養育分野等の専門家、関係機関の職員等（第3①に該当する対象者を除く）の講師の選定及び招聘を行うこと。
 - ③ 養子縁組あっせん機関の職員と関係する行政機関等の職員が、研修終了後に円滑な連携を図れるよう配慮すること。
 - ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）を通じて、研修の開催案内及び参加希望者の募集等を行うこと。
 - ⑤ ④により参加希望者の受付を行い、参加を決定した場合には、受講者の所属先機関に通知すること。また、都道府県等に対して、管内の受講者名簿を提供すること。
 - ⑥ 研修終了後、受講者に対して修了証を交付すること。また、都道府県等に対して、管内の修了者名簿を提供すること。
 - ⑦ 受講者より、研修費用の一部（講師謝金、講師旅費、研修資料費、会場借料）を、受講者1人当たり16千円を上限として徴収できることとする。
- ※ 本研修の実施に当たっては、感染症対策を徹底すること。なお、オンライン形式のみで実施することも可能とする。

第6 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第7 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第8 その他特記事項

1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2. 個人情報取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 第4の2. ⑥及び⑦により都道府県等に対して名簿の提供をする場合を除き、事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

3. 事業実施計画等の情報の提供について

実施団体の作成した研修日程、研修カリキュラム等の事業実施計画及び実施結果等については、翌年度以降の研修事業の実施に当たっての参考とするため、実施団体以外の民間法人等に対して、厚生労働省より資料を提供できるものとする。

(参考)

都道府県の許可を受けた民間あっせん機関の数:22 事業所(令和3年4月1日現在)
児童相談所数:225 か所(令和3年4月1日現在)

(別添)

養子縁組あっせん責任者研修実施内容

【1. 基礎研修】

<p><科目名> 1－(1) 法令・指針の理解（講義 60分）</p>
<p><目的> 1. 養子縁組あっせんに関する、法律、指針について理解する。 2. 養子縁組あっせんにかかる第三者評価における視点について理解する。</p>
<p><内容> 1. 根拠法令等の理解 ・ 民間あっせん機関による養子縁組あっせんにかかる児童の保護等に関する法律 ・ 民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんにかかる業務を行うための指針</p> <p>【盛り込むべき項目（主に「指針」に沿って説明）】</p> <p>第一 基本的な考え方 ・ 児童福祉における養子縁組の制度の意義 ・ 国内におけるあっせんの優先 ・ 営利目的の養子縁組のあっせんの禁止</p> <p>第二 児童の父母等に対する相談・支援 ・ 児童の父母等による養育の可能性の模索 ・ 同意にかかる禁止行為</p> <p>第三 あっせん前の児童の一時的な養育</p> <p>第四 養子縁組希望者による児童の養育等 ・ 養子縁組あっせん前の養親希望者への情報提供・研修等 ・ 養親希望者の適正の確認 ・ 縁組成立前養育における支援</p> <p>第五 養子縁組の成立後の支援等 ・ 出自を知る権利</p> <p>第六 手数料の徴収等 ・ 営利を目的とした養子縁組のあっせんの禁止</p> <p>第七 業務の適正な運営のための体制等 ・ 業務体制、文書管理 ・ 業務の質に対する評価等</p> <p>2. 第三者評価における視点についての理解 ・ 「民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドライン」に沿って説明。</p>
<p><講師等要件> ・ 厚生労働省職員</p>

<科目名>

1－(2) 養子縁組あっせんに必要なソーシャルワーク（講義 90分）

<目的>

1. 養子縁組あっせんの取り組み各段階において必要な、ソーシャルワークのあり方を学ぶ。
2. 児童相談所等の子どもを支援する関係機関の業務内容や役割を理解し、機関連携のあり方を学ぶ。

<内容>

1. 養子縁組あっせんの取り組みの進展に沿って、段階ごとに必要となるソーシャルワークのあり方、並びに、その前提となるアセスメントの視点及び手法について伝える。
 - ・ 児童の父母等に対するアセスメント・ソーシャルワークについて。
（父母による養育可能性の模索及び支援のあり方について盛り込むこと。）
 - ・ 養子縁組あっせん前における、養親希望者に対するアセスメント・ソーシャルワークについて。
（養親希望者についてのアセスメント（適性の確認を含む。）、並びに、養親希望者に対する情報提供及び研修、支援のあり方について盛り込むこと。）
 - ・ あっせん前の児童の一時的な養育について
（児童の家庭に対するアセスメント及び支援のあり方、並びに、関係機関との連携について盛り込むこと。）
 - ・ 養子縁組成立後の支援等について
（養親が安心して継続的に児童を養育できるための支援のあり方、並びに、児童が出自を知る権利の保障のあり方を盛り込むこと。）
2. 児童相談所等の子どもを支援する関係機関の業務内容を説明し、機関連携のあり方について伝える。

※当事者の視点を理解するため、成人した養子の話を聞く時間を設けること。

<講師等要件（以下のいずれかに該当する者）>

- ・ ソーシャルワーク又は里親支援に知見のある学識経験者
- ・ 児童相談所職員

<科目名>

1－(3) 養親希望者への研修に必要な知識・内容（講義 90分）

<目的>

1. 養子縁組あっせん機関が養親希望者に対して実施する、養親となるために必要な基礎的知識や技術の習得、並びに、その資質の向上を図る研修において、留意すべき点を理解する。
2. 養親が安心して児童を養育し、児童が継続的に養育される権利を十分保障するため、研修をはじめ、情報提供・助言その他の支援を一体として取り組むことの重要性を理解する。

<内容>

1. 養親希望者研修において実施すべき課程及び扱うべき内容を伝える。
※養親希望者研修において実施すべき科目及び方法（平成29年厚生労働省告示第342号に規定）：イ 児童福祉論、ロ 養護原理、ハ 養育論、ニ 発達心理学、ホ 小児医学、ヘ 養育技術（以上、講義）、ト 養育演習（講義・演習）、チ 養育実習（実習）。
2. 養親希望者研修を企画・実施するうえで、留意すべき視点やポイントを伝える。
（研修実施に当たっての留意点、並びに、情報提供や助言、その他の支援と一体として、養親希望者への支援を行う重要性を盛り込むこと。）

<講師等要件（以下のいずれかに該当する者）>

- ・ 里親支援に知見のある学識経験者
- ・ 児童相談所職員
- ・ 養育里親研修又は養子縁組里親研修を現に実施している者

【2. 応用研修】

<科目名>

2－(1) グループ討議①（演習 120分）

<目的>

1. 養子縁組あっせん業務において課題となりがちな架空事例を元にグループでの討議を行うことにより、業務における相談・支援を実施する際の視点やポイントを明確化するとともに、実践的なソーシャルワークのあり方について理解を深める。
2. 取り扱い件数が多いあっせん機関や事業継続期間が長いあっせん機関の経験を共有しグループで討議することにより、事例に対するアセスメントの視点・手法の理解を深めるとともに、相談・支援にかかる援助技術の向上を図る。

<内容>

1. あらかじめ、事務局において、架空事例を作成しておく。
2. コーディネーターより、本研修の目的及び流れ、検討事例について説明する。
3. グループ討議：参加者の自己紹介（アイスブレイクをかねて）、検討事例についての討議、事業経験から参考となる好事例の紹介や課題点の提起など。
※各グループにファシリテーターを配置。
※各グループからの発表を組み入れることにより、討議した内容及びそれに対するコーディネーターによる助言を全体で共有する。
4. 研修参加者からコーディネーターへの質問、コーディネーターからグループ討議結果の発表に対する講評（まとめ、コメント）等。

<講師等要件>

（コーディネーター・講評）

- ・ ソーシャルワーク又は里親支援に知見のある学識経験者

（ファシリテーター（以下のいずれかに該当する者））

- ・ 児童相談所職員
- ・ 里親支援専門相談員

<科目名>

2－(2) グループ討議②(演習 120分)

<目的>

1. 養子縁組あっせんに関係する議題(テーマ)を元に討議することにより、事業を実施するうえで必要な知識の理解を深める。
2. グループでの討議により、互いの好事例を知り、課題について解決へ向けた道筋を検討することで、普段の業務に反映させることのできる素地を作り、支援のさらなる向上につなげる。
3. 民間の養子縁組あっせん機関相互のつながりを構築し、実践現場における有機的な連携の確立を図る。

<内容>

1. あらかじめ、事務局において、議題(テーマ)を設定しておく。(例:「養子縁組あっせんにおける公民連携のメリットと課題」など)
2. コーディネーターより、本研修の目的及び流れ、議題について説明。
3. グループ討議:参加者の自己紹介(アイスブレイクをかねて)、議題についての討議、事業経験から参考となる好事例の紹介や課題点の提起など
※各グループにファシリテーターを配置。
※各グループからの発表を組み入れることにより、討議した内容及びそれに対するコーディネーターによる助言を全体で共有する。
4. 研修参加者からコーディネーターへの質問、コーディネーターからグループ討議結果の発表に対する講評(まとめ、コメント)等。

<講師等要件>

(コーディネーター・講評)

・ソーシャルワーク又は里親支援に知見のある学識経験者

(ファシリテーター(以下のいずれかに該当する者))

・児童相談所職員

・里親支援専門相談員